

海洋資源開発と オーシャン・ガバナンス

日本海隣接海域における環境

宇野重昭 勝村哲也 今岡日出紀 編



国際書院

海洋資源開発と オーシャン・ガバナンス

日本海隣接海域における環境

宇野重昭 勝村哲也 今岡日出紀 編

江苏工业学院图书馆
藏书章

**Development of Marine Resources and Ocean Governance :
The Environment of the Coastal Regions along the Sea of Japan**

edited by

Shigeaki Uno/Tetsuya Katsumura/Hideki Imaoka

Copyright ©2004 by Shigeaki Uno/Tetsuya Katsumura/Hideki Imaoka

ISBN4-87791-136-7 C1031 Printed in Japan

はしがき

本書は、2003年10月2日から3日、島根県立大学において開かれた島根国際シンポジウム「海への挑戦—海洋世界からの創造」(Challenging the Problems of the Oceans: Creative Solutions by Maritime Communities)の記録を基礎として、編集・印刷したものである。シンポジウムの後、編集会議と打ち合わせ会を経て、相当程度加筆・修正し、改めて『海洋資源開発とオーシャン・ガバナンス』として出版することとした。

言うまでもなく海は、古来、不可知の恐るべき世界であるとともに、人間に限りない恩恵を与えてきた。やがて人間と海との共存は、変わらない人類のテーマとなった。それは、歴史上しばしば現れた単純な国家の防衛問題や国家間の国際関係を越えたテーマを抱えている。

当初の出発点は、広い意味で海上の安全を守るとともに安定的に海洋資源を開発していく問題であった。しかし、近代化の始まりとともに、海の安全と資源とは危機に晒されるようになった。特に科学技術の発達、人間の力と人口の増大、国家の力の進出は、海の環境破壊を進行させた。

これを防ぐためには様々のレベルの人為的コントロールが必要であろう。ただしそのコントロールの原点は、どこに求められるべきであろうか。市場原理か、国家理性か、法体系か、現場の知恵と習慣の再編成なのか、時間(歴史)と場所によってその原理は常に揺れ動いている。そこで本書では、オーシャン・ガバナンスとして、この問題を全体的に取り上げることにした。

以上の点に関し、今回の国際シンポジウムの「開催趣旨」は、われわれの問題意識を、次のように表現している。

「海に開かれた地域に暮らす人々にとって、古くから海はさまざまな水産資源を恵み、また、それを通して遠隔の地域との交易と交流の

機会を提供してくれるかけがえのない存在である。近年では、観光やレジャーの対象ともなってきた。さらに視野を広げると、海洋は地球表面の70%を占め、地球温暖化が顕在化する現在、二酸化炭素の吸収源としての役割も大きい。また、海底に埋蔵されるエネルギーや希少な資源は、我々の社会が持続的に発展していくために貴重な存在となるであろう。しかしながら一方で、海洋の汚染、生態系の破壊、水産資源の枯渇、利用の競合等、それがさまざまな問題を抱えていることもまた事実である。こうした海洋のもつ重要性和それが抱える問題の深刻さへの認識が深まるとともに、国連海洋法条約やリオデジャネイロにおける『地球サミット』とアジェンダ21の採択に見られるような国際的議論が行われてきた。しかしながら、このような取り組みは端緒についたばかりであり、これらの問題には、自然科学はもとより、社会科学の諸分野も参画した総合的なアプローチが必要となろう。」

すべての基礎に、科学的・技術的問題が横たわっていることは、言うまでもない。しかしその科学技術を活用するのは人間の問題である。法制、経済、政治など、社会科学の方法論の動員が期待される所以である。そして、その背景には、海に関する哲学、思想、歴史・地理の問題がある。それは、例えば海の環境をめぐる循環問題など、人間の生き方の問題にもかかわってくる。

おりから1967年以来検討が始まり、82年に採択、94年に発効しながら、一部先進国の反対のため完全に日の目を見ることのできなかった国連海洋法条約が、ようやくアメリカの戦術的転換により、批准国参加拡大の兆しが出てきたと言われる（2004年3月29日『共同』参照）。もちろんお国家によるコントロールが基本の現在、「海洋を「人類のもの」「共同遺産」とする全く新たな海洋法思想」（布施勉「国際海洋法の新しい思想」『海のアジア』第1巻、岩波書店、2000年、参照）は、まだ夢かも知れない。社会科学の観点から過大評価は戒められなければならない。しかし国家を越える夢の必要性もまた眼前に迫っている。

そのような発想を基礎に、今回のシンポジウムは、経済の持続的発展を図

る「海洋開発と資源」を第1部とし、国際政治のかけひきの中での海洋活用・秩序維持を求める「自然とオーシャン・ガバナンス」を第2部とした。そして第3部では、第1部、第2部を受けて報告者全員によるパネルディスカッションを行い、その際島根県立大学が位置する浜田市の行政担当者（小澤孝子福祉環境部環境課長）の具体的な取り組みと、島根県立大学の朴容寛助教授の海に関する「哲学」を伺った。なお、島根県立大学はアメリカ西海岸のモントレイ国際大学と共同研究の協定を結んでおり、今回のシンポジウムはモントレイ国際大学との連携で行ったものである。その架け橋をしたのが同大学東アジア研究センター所長の赤羽恒雄教授で、同教授は、開会の「挨拶」で海に関する独自の接近方法に言及されただけでなく、パネルディスカッションの冒頭でも、その分析視角に立ってすべての研究発表者の報告内容を要約・整理される労を取られた。またこのシンポジウムは2003年10月3日の『中国新聞』、『山陰中央新報』でも大きく取り上げられ、「海に生きる人々との連帯を大切に、創造的な知の交換の中から解決への道を見いだしたい」とか、「農村から都市への人の流入が、海の環境破壊も引き起こしている。地域や国家の環境マネジメントが不可欠」あるいは、「監視機能の強化や地元はもちろん、国際的な協力体制を構築する必要性」などの言葉が紹介されている。それだけ社会の現実的関心を引き起こしたともいえよう。

ところで本書を編集するに当たっては、シンポジウムにおける発表の順序を若干入れ替え、第1部と第2部を合体させて内容に沿って再整理し、その結果、海洋資源からガバナンスに至る全体像を総括的に取り上げたエンリケ・アロンソ教授（モントレイ国際大学客員教授）の「生物多様性保全と持続的利用を可能にする公海ガバナンス」と、「京都議定書」による環境保全推進の意義を明らかにしているジェフリー・ラングホルツ助教授（モントレイ国際大学）の「地球の気候変動からの教訓」を予定通り先頭に置いた後、続いて、理論的な問題整理として、メルヴィオ・ミカ・マルクス教授（島根県立大学）の「国際関係論の理論的展開からみた環境の再解釈」と、朴容寛助教授（島根県立大学）の「海からの複眼的思考—『北東アジア学』方法論の手が

かりとして―」（パネルディスカッションにおける見解表明を論文の形に大幅に改訂したもの）を繰り上げ紹介することとした。

さらに柳哲雄教授（九州大学応用力学研究所）の「沿岸海域の『里海』化」は、短文ではあるが極めて独創的な接近方法の紹介であるので、この理論編に続けて置き、また東アジア・シベリアの注目すべき事例に理論的視角を加えて整理した金顯洙教授（韓国・海軍大学）「東アジアにおける新しい海洋秩序」、真柄欽次教授（島根県立大学）「アジアの沿岸地域への人口移動による海洋環境破壊とその保護政策」、望月喜市名誉教授（北海道大学）「サハリン大陸棚石油・ガス開発と日ロ関係」を中心的に組み合わせることとした。また、本来はパネルディスカッションのための前座的レポートとして用意された小澤孝子「浜田市の海洋資源と環境保全」が非常に好評であったので、改めて独立論文として収録した。

また今回の企画は、浜田市において開かれた「全国豊かな海づくり大会」に協賛の意味も込めて開催したので、学問的および記録として興味のある部分を巻末に資料として収録した。この他数多くの重要資料があるが、これらは別に浜田市が中心となってまとめて出版しているので、すべて省略した。

今回のシンポジウムを企画するに当たっては、編集後記に詳しくのべているように島根県立大学北東アジア地域研究センターの故勝村哲也教授の構想を土台とした。また、パネルディスカッションを推進し、内容をまとめた本学総合政策学部長の今岡日出紀教授が中心的役割を果たした。そこで本書の共同編集者は宇野を含む三名の連名とさせていただいた。なお本書の刊行に当たっては、いつもながら短時日の日程であったにもかかわらず国際書院の石井彰社長が無理をして出版してくださった。記して感謝の意を表したい。

2004年3月

宇野 重昭

海洋資源開発とオーシャン・ガバナンス

——日本海隣接海域における環境——

【目次】

はしがき	宇野重昭	3
開会の挨拶	赤羽恒雄	9

第1部 海洋資源開発とオーシャン・ガバナンス

第1章	生物多様性保全と持続的利用を可能にする公海ガバナンス	
	エンリケ・アロンソ	15
第2章	地球の気候変動からの教訓 ジェフリー・ラングホルツ	43
	—世界の海洋のために提案するもうひとつの京都議定書	
第3章	国際関係論の理論的展開からみた環境の再解釈	
	MERVÖ, Mika Markus	59
第4章	海からの複眼的思考	朴容寛 99
	—「北東アジア学」方法論の手がかりとして	
第5章	沿岸海域の「里海」化	柳哲雄 121
✓第6章	東アジアにおける新しい海洋秩序	金顯洙 127
第7章	アジアの沿岸地域への人口移動による	
	海洋環境破壊とその保護政策	真柄欽次 153
✓第8章	サハリン大陸棚石油・ガス開発と日ロ関係	望月喜市 171
第9章	浜田市の海洋資源と環境保全	小澤孝子 213

第2部 パネルディスカッション「海への挑戦—海洋世界からの創造」

第1章 解説	今岡日出紀	239
第2章 問題提起	赤羽恒雄	243
—シンポジウムを振り返って		
第3章 パネルディスカッション		253
資料		273
編集後記		283
索引		285
執筆者紹介・訳者紹介		290

開会の挨拶

モントレイ国際大学ならびに当大学の同僚のラングホルツ、アロンソ両教授に代わりまして、このシンポジウムを組織していただきました島根県立大学の皆様方に心より感謝の念を表したいと思います。わが大学はこのシンポジウムの共催をさせていただきましたが、本日のプログラムのための準備や組織等はほとんどすべて宇野学長をはじめ県立大学の方々に進めていただきました。深く感謝いたします。

海洋の問題と、その創造的な解決方法の探求について話し合いをする上で、島根県立大学ほど適した場所はないでしょう。県立大学は、学術研究と教育を通じて島根県と世界、とくに北東アジア諸国との知的繋がりを開拓することをひとつの使命として創設されました。物理的にも比喩的にも島根県を取り巻く海と環境は、同県と北東アジア、また世界を結びつける重要なものです。歴史上、日本の交易と異文化交流は海運に依存しておりました。その中で島根は、アジア大陸の人々の日本への入港地点として重要な役割を果たしました。

何世紀にもわたり日本海（東海）は、島根と近隣諸国の人々に大切な食料と生活の糧を提供してくれました。今日、中国は魚類、甲殻類、軟体動物の世界一の生産国です。日本は四位、ロシアは八位、韓国は十一位です。2001年にはこの四カ国だけで魚類、甲殻類、軟体動物の世界総生産高の三割もが生産されました（2003年 FAO 統計）。

国連海洋法条約は、われわれの海洋の利用のガバナンスに関する最も包括的な（完璧ではありませんが）法的文書です。1982年にこの条約を生み出した第三次国連海洋法会議の開始寸前に、「現代海洋法の父」として知られるマルタのアルビッド・パルドー大使は、世界の海は、小数の軍事・経済・技

術先進国のみでなく、全人類が恩恵を受けることができるように、「人類共有の遺産」とされるべきであると提唱されました。でき上がった条約は同大使の提唱からはかなりかけ離れてしまっていますが、沿岸諸国とその他の国が自国の管轄内の海域と、それを超えて現在も公海とされる海域においてどのような権利を持ち、どのような責任義務を持つかを規定しています。

しかし残念ながら、国連海洋法条約の施行は主権を持つ各国の意志と能力に依存しています。そして、北東アジア諸国も含め、多くの国家は同条約から課せられている責任義務を果たせずにいます。さらに、国連海洋法会議が同条約を採択してから、新しい資源の発見や新しい知識と技術の開発が見られます。その結果、海洋ガバナンスに対して多くの新たな要請が見られます。例えば、生物多様性（バイオディバーシティ）の利用や海洋環境と地球温暖化の間の緊密で複雑な関係などは、私たちの世界への理解の重要な部分となっています。

2003年6月、米国のピュー海洋委員会（クリントン大統領の主席補佐官を務め、モントレイ半島に在住のリオン・パネタ氏が委員長を務める私設委員会）から報告書が発表されました。その報告書の中で同委員会は、海洋資源の枯渇や全滅を阻止するためには、新しい海洋倫理を打ち出し、その観点から海洋法を見直すべきであると提言しています。また、最近発刊になりましたリチャード・エリス氏の*The Empty Ocean*（空の海）という本は、人口増加と食料需要の増大や、海洋資源搾取技術の開発により、このままでは世界中の多くの海洋生物資源が全滅してしまう、と警告を発しています。日本語で“empty ocean”は「空の海」（からのうみ）ですが、間違えてしまいますと私たちの鑑賞する「空と海」（そらとうみ）が魚の無い「空の海」（からのうみ）になってしまいます。これは、私たちの海洋資源への限りを知らない消費欲に対する隠喩的な警鐘ではないでしょうか。

今日のシンポジウムではこうした海洋と私たちの係わり合いにつき話し合いが行われます。県立大学での話し合いを通して島根県と北東アジア、さらに世界との繋がりを作ることに貢献できればと思います。

以上でご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

2003年10月2日

赤羽 恒雄

第1部

海洋資源開発とオーシャン・ガバナンス

第1章 生物多様性保全と持続的利用を可能にする公海ガバナンス

エンリケ・アロンソ

序 論

現在、公海や深海についての考え方は、そこには膨大で多様な生命体があり、それらの多くは未だ発見の途上にあるというものである。この考え方には豊富な証拠がある。

しかし、伝統的な海洋の概念では、公海や深海は水の砂漠と考えられ、ただときおり魚の群やその捕食者が横切るくらいのものでされている。幾つかの例外的なホットスポット、例えば藻場、サンゴ礁、あるいは沿岸の湿地帯などがあるが、そのようなホットスポットはすべて沿岸の生態系であると考えられていた。このような伝統的な海洋観は今では採用されていない。

にもかかわらず、1980年代から1990年代において登場したガバナンスシステムはこの伝統的な海洋観に基づいていた。UNCLOS¹⁾は海洋生物多様性保全に関する基本的な原則²⁾と、沿岸（内海、領海、そして排他的経済水域）および公海における行動のための枠組みを有している³⁾。特に UNCLOS は統合的な手法を採用し、下部組織に存在意義を与えている。

UNCLOS 自体も二つの条約によって“発展”してきた。海洋法に関する国際連合条約第11部（これは UNCLOS のひとつの機関として解釈すべき）

を実施する1994年の協定⁴⁾、そして1995年の「多国間にまたがる水産資源と高度回遊性生物種に関する国連協定⁵⁾」の二つである。

UNCLOSの下部組織は、第一には部分的な環境レジームである。例えば、国際海事機関（IMO：International Maritime Organization）の発表した油と化学物質の流出防止と運行上の油流出についての条約⁶⁾（MARPOL73/78⁷⁾）やプラットホームの使用中止⁸⁾、偶発的流出への対応⁹⁾、油流出に対する補償¹⁰⁾、汚染防止手段¹¹⁾などについての条約などである。放射性物質の船舶輸送に起因する汚染に対する補償を定めたパリ条約とウィーン条約¹²⁾や、廃棄物と投棄についての管理システム¹³⁾、陸地に起因する汚染に関する規制¹⁴⁾、そして（まったく機能していない）国際的、あるいは地域的な漁業機関¹⁵⁾なども下部組織としてあげられる。

UNCLOSの第二の下部組織は、海洋生物の種や生息域を保護するための複数の生物多様性レジームである。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）¹⁶⁾」、「移動性動物の保護に関するボン条約¹⁷⁾」、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関するラムサール条約¹⁸⁾」、そして、生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）¹⁹⁾などがあげられる。

UNCLOSの最後の下部組織は、UNEPとその他の政府間レジーム²⁰⁾によって組織されるものである。生物資源の保全に対して現場主義のアプローチをとるこれらの組織は特別保護地域と野生生物議定書（SPAW 議定書）を通じて、地域の海における生物多様性保全システムを形成している。

しかし、近年の科学的発展の結果、このような現在の生物多様性保全の仕組みに対して異議が唱えられるようになった。海洋において未知の生態系が発見されるようになったためである。

海底には太陽の代わりに硫黄化合物を一次エネルギー源として利用することによって、熱水噴出孔のなかで化学合成を行う動物や微生物が存在している。熱水噴出口はすべてのプレート境界に存在する²¹⁾。およそ500種が深海の熱水噴出孔で発見されている（そのうちの90%は固有種であり、このよう